

「県議会における新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について」の改正について

1 改正の趣旨

国は、令和5年2月10日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、同年3月13日からは、マスク着用の考え方については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は、個人の判断に委ねることを基本とすることとした。

これを踏まえ、県は、同年2月20日に新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催し、3月13日からは重症化リスクの高い方への感染を広げないための着用等を除き、マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な選択を尊重することとして、県民に呼び掛けることとした。

これを受けて、「県議会における新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について」におけるマスク着用に係る取組の部分の見直しについて、検討を行うものである。

2 見直しの方向

国及び県の動きに合わせて、次の方向で見直しを行う。

- 会議（委員会等を含む。）におけるマスクの着用については、議員の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねる。議員控室等においても同様とする。
- マスク以外の感染対策（アクリル板等による遮蔽措置、三密の回避に向けた取組等）は、引き続き行う。

3 改正（案）

資料2及び資料3のとおり

4 実施時期

令和5年3月13日から実施する。